

児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する情報管理規程

第1章 総 論

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり福祉会（以下「法人」という。）が学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「法」という。）第11条の規定に基づき、児童対象性暴力等の防止等のためにとるべき措置のうち、犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置に関する事項を定めることを目的とする。

(基本的事項)

第2条 法人は、犯罪事実確認記録等を適正に管理するため、犯罪事実確認書の取扱いに関する基本方針を、次のとおり定める。

- (1) 犯罪事実確認書の取扱者は必要最小限とする。
- (2) 犯罪事実確認書の記載内容について、別に記録・保存を行わない。
- (3) 情報機器の種類や環境、ネットワークの状況等に応じた情報管理措置を講じる。
- (4) 犯罪事実確認書の取扱いの手順に応じて必要な対応を行う。
- (5) 組織の長自ら情報管理の重要性を理解し、組織として点検・改善を実施する。
- (6) 法に定める情報管理措置に関する規定を遵守する。

第2章 組織的情報管理措置

(組織体制の整備)

第3条 法人は、犯罪事実確認書の適正な取扱いを行うための情報管理体制を、次のとおり整備する。

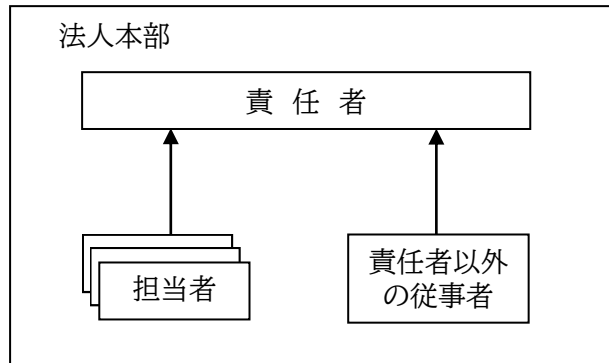
(1) 組織体制等

- ① 犯罪事実確認書の取扱いに関する責任者（以下「責任者」という。）を設置し、理事長をもって充てる。
- ② 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する事務を総括するとともに、自らこの規程に定められた事項を遵守し、かつ従事者に遵守させるために、この規程に定める措置その他必要な措置を実施する責任を負う。
- ③ 責任者は、犯罪事実確認書の管理に関する担当者（以下「担当者」という。）を任命し、その権限の一部を担当者に委譲することができる。担当者は人事課長をもって充てる。
- ④ 責任者・担当者に加えて、犯罪事実確認書を取り扱うことができる者を置く場合は、責任者が認めた者に限り、その都度任命する。
- ⑤ 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合、こども家庭庁の対応マニユ

アルに基づき対応する。また、その対応を行うための体制を整備する。

- ⑥ 責任者は、漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制及び法やこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制を次のように定める。

(報告連絡体制図)



(2) 点検等

- ① 責任者は、法やこの規程の遵守状況につき、定期的に自己点検又は他部署等による監査を行う。
- ② 自己点検の際、責任者は担当者と取扱いの不備、情報漏えいの発生の危険性、改善すべき点等について意見交換し、見直し及び改善に取り組むとともに、必要に応じてこの規程を変更する。

第3章 人的情報管理措置

(研修・訓練等)

第4条 法人は、犯罪事実確認書の適正な管理を行うための研修・訓練を、次のとおり実施する。

- (1) 責任者、担当者その他の犯罪事実確認書を取り扱うことができる者は、犯罪事実確認書の取扱いに関する次の内容について、着任時及び定期的に研修等を受講する。
 - ① 犯罪事実確認書の管理の重要性
 - ② 情報管理措置の基本原則及び具体的措置
 - ③ 法違反、漏えい等の事実又は兆候を把握した場合の対応
 - ④ 関係法令や法人内の関係規程等の変更があった場合にはその内容
 - ⑤ 禁止事項と罰則
- (2) 責任者は、研修の実施記録を作成し、定期的に確認する。
- (3) 責任者は、犯罪事実確認書の取扱い、法違反、漏えい等の事実又はおそれを把握した場合の対応について、従事者に対し、着任時に研修等を行う。
- (4) 責任者は、上述の研修以外にも定期的に意識啓発を行う。
- (5) 犯罪事実確認書の秘密保持、この規程に違反した際の人事上の取扱い等に関する就業規則は次のとおり。
 - ① 正規職員（総合職）就業規則第20条、第59条から第63条

- ② 正規職員（一般職）就業規則第 19 条、第 58 条から第 62 条
- ③ 準職員・契約職員就業規則第 15 条、第 55 条から第 59 条
- （６）人事異動の多い時期などに定期的に意識啓発を行う。
- （７）責任者は、担当者等が退職する際、永久的に犯罪事実確認書に記載された情報を漏らしてはならないことを確認する。

第4章 物理的情報管理措置

（情報取扱区域、機器等の管理等）

第 5 条 法人は、犯罪事実確認書の盗難等を防止するため、次の物理的情報管理措置を講じる。

（１）犯罪事実確認書を取り扱う区域の管理

権限を有しない従事者による犯罪事実確認書の閲覧等を防止するため、犯罪事実確認書を閲覧する区域を特定し、次の措置を講じる。

- ・責任者の承認のない記録媒体、カメラ等の持込の制限

（２）機器及び電子媒体等の盗難等の防止

① 犯罪事実確認書を閲覧する機器の盗難又は紛失等を防止するため、次の措置を講じる。

- ・犯罪事実確認書を閲覧する機器を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管

② 犯罪事実確認書を取り扱う機器を紛失した場合は、即時、法関連システムのアクセス権の解除を行う。

（３）犯罪事実確認書の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

従事者の離職等があった場合は、法関連システムに離職日等を登録し、犯罪事実確認書を消去する。

第5章 技術的情報管理措置

（法関連システムへのアクセス制御等）

第 6 条 法人は、犯罪事実確認書の閲覧を制限するため、次の技術的情報管理措置を講じる。

（１）アクセス制御

① 犯罪事実確認書を閲覧する機器及び当該機器を取り扱うことのできる従事者を、明確化して限定する。

② 異動又は退職する者等による犯罪事実確認書の持ち出しや不正アクセスを、次の方法により防止する。

- ・アクセス権を有する者の I D でログインした P C 等からのみ、犯罪事実確認書を閲覧できる状態にする。
- ・異動又は退職する者等が発生した際には、即時に法関連システムのアクセス権を解除する。

（２）外部からの不正アクセス等の防止

- ① 犯罪事実確認書を閲覧する機器(主に PC)にアンチウイルスソフトウェア等を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認する。
- ② 犯罪事実確認書を取り扱う情報システムのオペレーティングシステム(OS)やアプリケーションは、サポート期間内の製品を利用し、最新のバージョンを維持する。

附 則

この規程は、令和8年12月25日から施行する。